

防水試験装置
使用者手引き
(第 3 版)

福島ロボットテストフィールド
令和 6 年 8 月 1 日

改訂履歴

版	施行日	内容	作成
1	令和 3年 4月 1日	新規作成	技術課 課長代理 濱野 漂太郎
2	令和 3年 5月 1日	字句修正 (X 3、X 4 の試験時間の修正)	技術課 課長代理 濱野 漂太郎
3	令和 6年 8月 1日	試験手順の削除 (別紙へ移動) 設備概要、備考欄の追加	技術課 副主任 中村 泰拓

目次

1	設備概要	1
1.1.	基本情報	1
1.2.	設置位置	2
1.3.	図面	3
2	構成	4
3	使用上の注意	6
4	備考	7

1 設備概要

1.1. 基本情報

名称	防水試験装置	
エリア	開発基盤エリア（南相馬）	
メーカー名	-	
メーカー型番	IPX-3456-TBSP	
導入年	-	
仕様		
主要諸元	・ IPX3、IPX4、IPX5およびIPX6準拠試験可能	
飛行可能エリア	-	
施設に含まれる設備、機器	-	
保存データの形式・アウトプット	-	
事前に用意いただく必要のあるもの	-	
使用に必要な免許・資格	-	
利用上の注意	-	
貸出単位	-	
貸出可能な数	1	
使用料金		
1時間につき(昼間)		¥2,520
1月につき		-
全日		-
午前・午後		-
1時間につき(夜間)		-
夜間		-
超過(1時間につき)		-
問合せ先	福島ロボットテストフィールド 技術課 TEL0244-25-2476	

備考

(1) 使用単位の「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」、「超過時間」は次のとおりです。

◎午前：9時～13時

◎午後：13時～17時

◎夜間：17時～21時

◎全日：0時～24時

◎超過時間：0時～9時まで及び21時～24時までの間の1時間

(2) 次のいずれかに該当する場合には、使用料と同額を加算します。

① 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき

② 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為のために使用するとき

(3) 準備のために使用する場合には、使用料を70%に減額します。

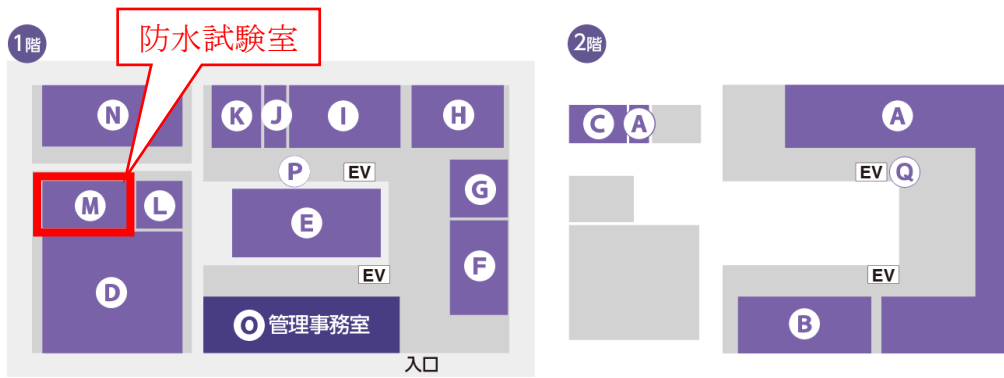
「準備」とは、「参加者を一般から募るイベントのための準備」を指します。

(4) 日をまたいで2日以上継続使用する際、展示物や器材等の保管のためであれば、夜間～早朝の使用料は徴収しません。

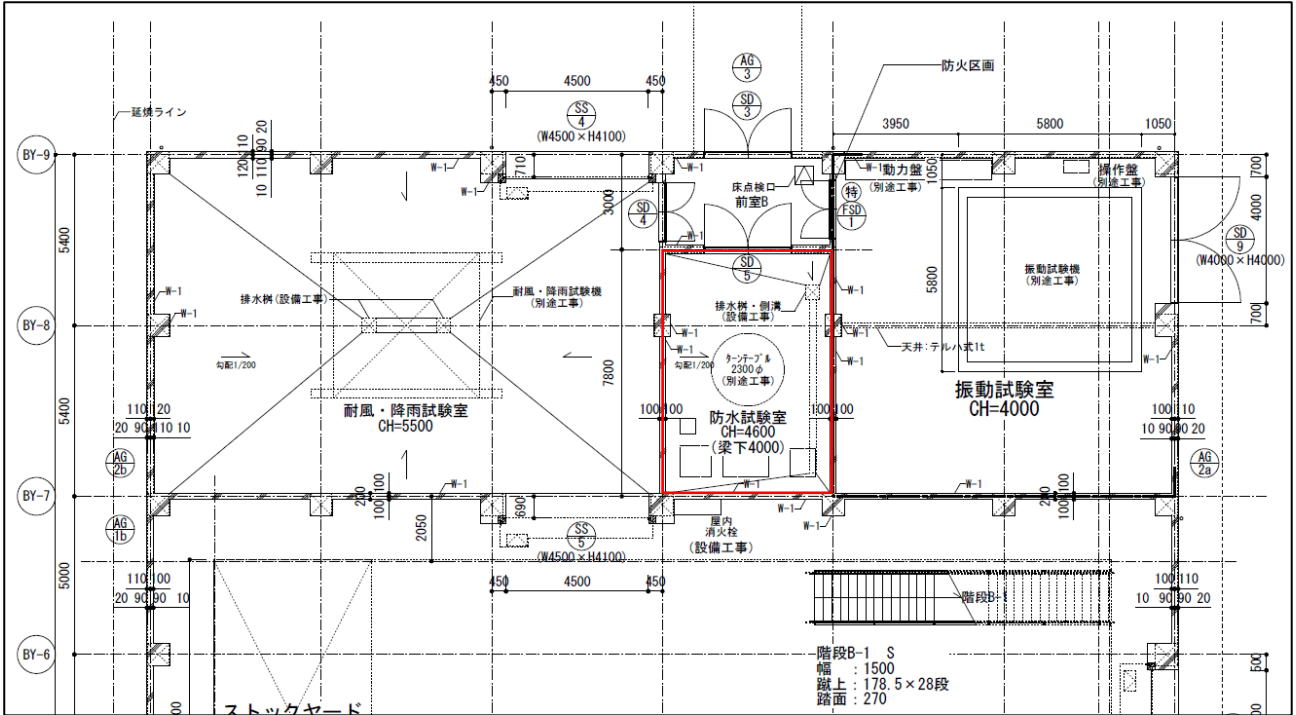
(5) 施設に含まれる設備、機器において(★)マークのついたものは、使用時に別途費用が発生します。詳細は対応する使用者手引きを参照ください。

1.2. 設置位置

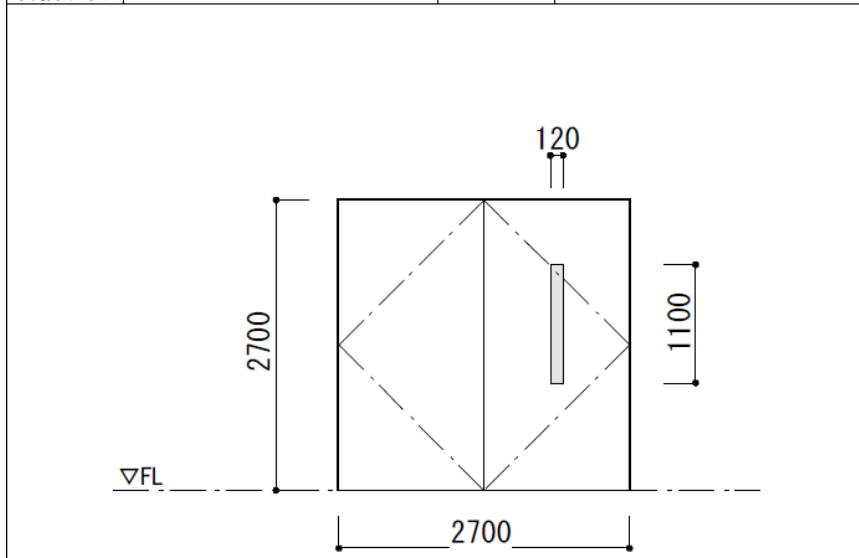
開発基盤エリア 研究棟 防水試験室内

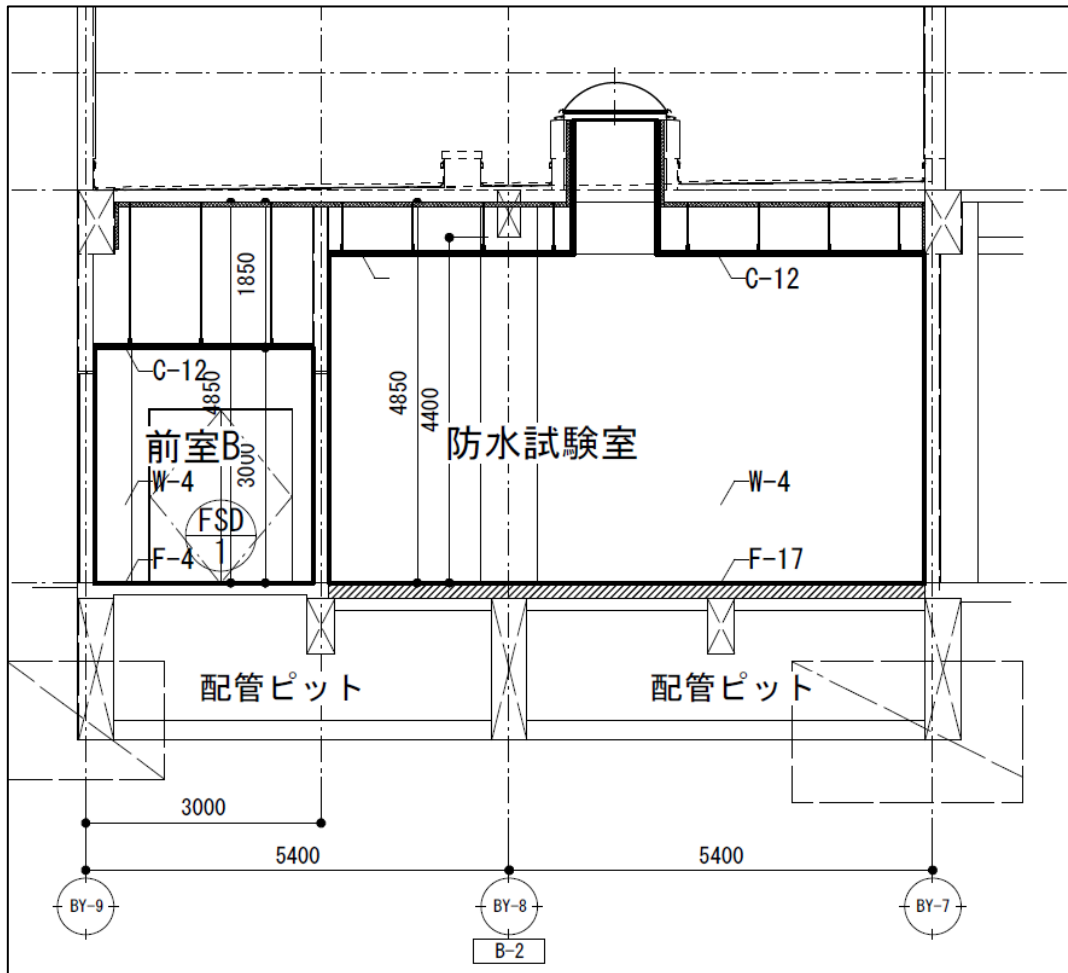


1.3. 図面



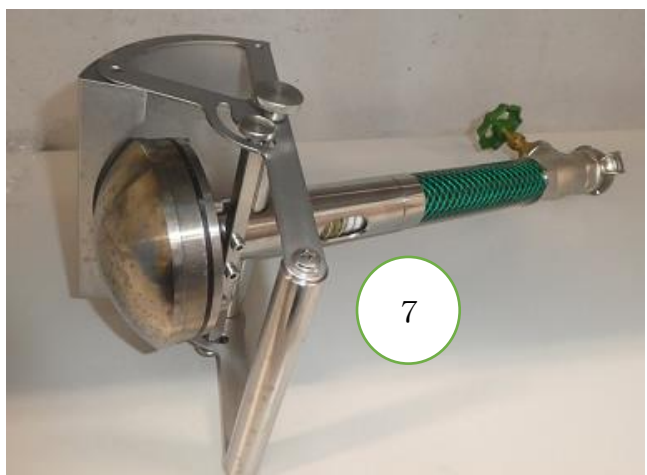
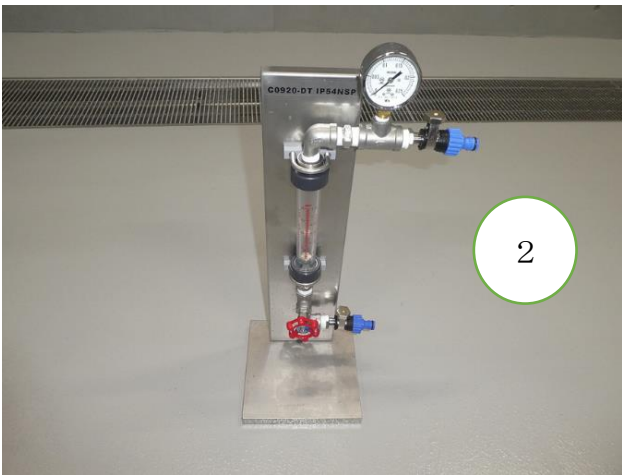
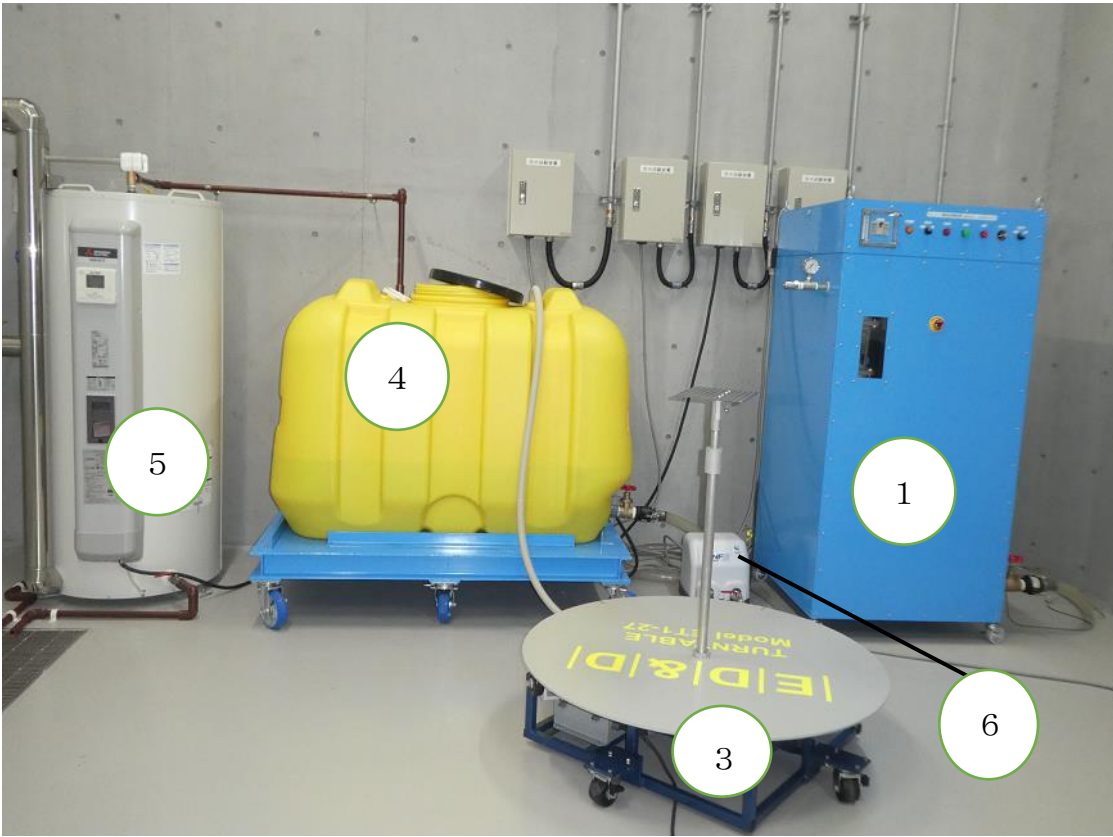
符号	SD-5		程度	-		
形式	両開きドア		数量	1F	0	
使用場所	防水試験室			2F	1	
			RF	0		
			計	1		
建具	材質/仕上	St/F-BE	ガラス	材質/仕上	FL5	
	W	2700		材質/仕上		
	H	2700	ガラリ	W		
	見込	60		H		
召合せ形状	A		支持金物	A		
枠	材質/仕上	St/F-BE	建具金物	締り金物	1,9	
	形状	A		その他	シ-サ	
	見込	130		備考	・切り窓	
沓摺形状	C					

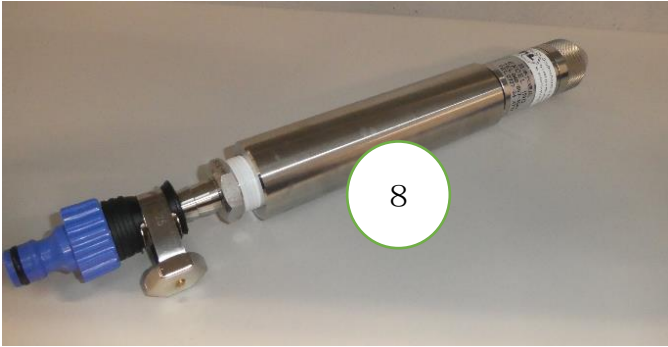




2 構成

- (1) ジェット噴流試験装置、C 0920-DTS
- (2) 流量計・水圧計、C 0920-DT IP54NSP
- (3) ターンテーブル、ET1-27
- (4) 水タンク (1000L)
- (5) 電気温水器
- (6) ポンプ
- (7) スプレーノズル (X3、X4 用)
- (8) ノズル (X5 用)
- (9) ノズル (X6 用)
- (10) 移動台





3 使用上の注意

- (1) 感電の恐れがあるため、本体、ポンプ、電気温水器、電源ブレーカー、壁のコンセントなど、電気製品・電気部品には水をかけないでください。
- (2) カーテンの反対側には水濡れ禁止製品があるため、絶対にカーテンに向かって、散水・放水をしないでください。
- (3) 通電状態の被試験体に放水、散水する場合は、事前に技術課へご相談ください。
- (4) 試験装置使用後は、水タンクのパルブを閉め、ノズルの耐圧ホースを外してください。
- (5) 試験装置使用後は、床の水を水切りワイパーで排水溝に流してください。
- (6) 「水タンク」上部の黒い蓋は、閉めないでください。閉めて放水すると水タンク内が負圧になり、水タンクが壊れる恐れがあります。

4 備考

(1) 当所では依頼請負は承っておりません。必ず使用者ご自身が現地にお越しいただき、試験に係る作業を行ってください。

※装置の使用方法などは当所職員が説明いたします。

(2) 当所では試験結果の評価及び試験レポート等の発行業務を行っておりません。

(3) 使用料が発生する使用時間の設定条件は下記のとおりです。

(ア) 作業等のために防水試験室内に使用者がいる間

(イ) 防水試験装置が稼働している間

(4) 試験品を防水試験室の温度になじませるために機材の事前送付を希望する場合、技術課へご相談ください。

以上